

宿泊税の更正の請求

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告した場合は、更正の請求をすることができます。

○ 更正の請求ができる期間

更正の請求ができる期間は、原則として納入期限から5年以内です。

なお、申告及び納入の期限の特例の適用を受けている場合は、その特例による納入期限から5年以内です。

○ 請求時の提出書類

- ・ 宿泊税更正請求書

○ 備考

更正の請求があった場合は、その内容を調査するため、帳簿等を確認する場合があります。